

行政相談委員の表彰のお知らせ



行政相談業務に功績のあった行政相談委員を表彰しました。

※ 例年5月下旬に開催している行政相談委員全体会議で、表彰状等の授与を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全体会議は中止となりました。

表彰等の種別	氏名(敬称略)	担当区域
九州管区行政評価局長表彰	福嶋 美紀	荒尾市
	尾下 明	天草市
	北 武敏	苓北町
公益社団法人全国行政相談委員 連合協議会会長表彰	杉本 征子	玉名市
	鬼塚 和子	芦北町
熊本行政評価事務所長感謝状	後藤 忠久	山鹿市
	中嶋 万喜	合志市
	西村 邦昭	熊本市
	林 光子	熊本市
	原山 吉秋	小国町
	村口 桂子	人吉市
	柳田 建治	多良木町
	前田 洋	あさぎり町
	丸尾 律子	あさぎり町
	永森 良一	上天草市



九州管区行政評価局長表彰とは

地域住民の身近な相談窓口として、住民から寄せられる様々な相談の解決に向けて尽力するなど、その業績が顕著で、他の模範と認められる行政相談委員に対して、総務省九州管区行政評価局長が表彰。本年度は、熊本県内で3人が受賞。

全相協会長表彰とは

地域住民の身近な相談窓口として、住民から寄せられる様々な相談の解決に向けて尽力するなど、委員活動及び委員制度発展に関し顕著な功績のあった行政相談委員に対して、全国行政相談委員連合協議会会長が表彰。本年度は、熊本県内で2人が受賞。

熊本行政評価事務所長感謝状とは

地域住民の身近な相談窓口として、住民から寄せられる様々な相談の解決に向けて努力するなど、委員業務の遂行に特に尽力した行政相談委員に対して、総務省熊本行政評価事務所長が贈呈。本年度は、熊本県内で10人に対して贈呈。

行政相談委員とは

行政相談委員法(昭和41年法律第99号)に基づき、総務大臣が委嘱した民間有識者で、地域住民の身近な相談窓口として、各市町村に1名以上、全国に約5,000人配置されています(令和3年6月1日現在、県内に114人)。行政相談委員は、無報酬(ボランティア)で、住民から国・県・市町村等の行政に関する相談などを受け付け、その解決のために、相談者への助言や関係機関に対する改善の申入れなどを行っています。

なお、熊本県内では、相談件数2,023件のうち980件を行政相談委員が受け付けています(令和2年度)。

行政相談委員の活動例



令和2年7月豪雨災害特別相談所
(芦北町)



小学校での出前教室
(阿蘇市)

令和3年度行政相談業務運営方針

【基本方針】

- ◎ 行政相談制度及び行政相談委員制度の広報をさらに充実させる
- ◎ 行政相談委員活動における地方公共団体との連携をさらに促進する
- ◎ 災害の特性を踏まえた地域住民に対する支援を行う

行政相談制度が地域住民により身近なものとして利用されるよう、「令和3年度行政評価等プログラム」を踏まえ、次のことに重点を置いて業務に取り組むこととする。

なお、各業務の実施に当たっては、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染予防にも十分留意して慎重に取り組むこととする。

1 行政相談事案への対応

相談者の相談内容を的確に把握し、関係行政機関等に確認するなどして迅速に相談者の困りごとを解消するよう努め、行政相談に対する国民の信頼向上を図る。

また、行政運営上の課題について、日頃から幅広く情報の収集と検討を行いつつ、運用上のあい路等により解決が困難な事案については、行政苦情救済推進会議に付議して民間有識者の意見も踏まえて改善を図り、その結果を広報することにより、行政相談の存在感を高める。

2 広報活動の充実

行政相談委員制度60周年記念事業の周知を含め、行政相談制度及び行政相談委員制度が地域社会において一層認知され、利用されるものとなるよう、各種の機会を通じて、国民及び行政機関・団体等に対して周知及び広報を行う。

市町村連絡担当者とは日頃から緊密に連絡を取り、良好な関係を構築することにより、委員活動に係る取組の広報紙への掲載等を積極的に働きかけ、これを実現する。

特に今年度は、一斉委嘱替の年度であることから、新たに委嘱された行政相談委員の担当地域での周知に関し、積極的な支援を行う。

また、委員が開催する行政相談懇談会や出前教室、地域イベントでのPR活動、コミュニティFMへの出演等に対して、引き続き事務所から資料提供や職員派遣等の支援を行う。

3 行政相談委員に対する支援等

- ① 令和3年度に新たに委嘱された委員など、委嘱期間が短い委員や月例報告の提出が少ない委員を中心として職員が定例相談所を訪問する等して、委員と十分な意見交換を行うことにより、委員の相談活動を丁寧支援する。
- ② 委員の表彰等の市町村に対する報告、また、地区連絡会議の開催等で所長ほか事務所幹部職員が市町村を訪問した際には、行政相談委員が地域社会において一層認知され、その存在感を増すよう、市町村長等に対して、行政相談委員制度の周知と委員活動への更なる協力を依頼する。

- ③ 令和3年度も引き続き、委員との信頼関係の醸成に努め、委員に対して、総務省及び熊本行政評価事務所の行政相談の動向に係る情報提供と委員活動に必要な知識及び技能の向上に係る資料提供を積極的に行う。

4 委員意見(4条意見)に対する支援

行政相談委員に対して、各種機会を通じて委員意見により行政運営が改善された事例を紹介するとともに、委員意見を作成する際のポイントを説明すること等により、委員意見の提出を支援する。また、委員から提出された月例報告等から委員意見となりうる事例を見つけ出し、委員に対して、関連する行政情報の提供や助言等を行うことにより、委員意見の提出に結びつける。

5 災害等の特性に応じた行政相談活動の展開

令和3年度においては、令和2年7月豪雨の被災者の置かれる現状を改めて認識した上で、行政相談によりどのような対応が可能か検討し、これを踏まえて被災者支援のための行政相談活動を行う。

また、感染症の蔓延等、多様化する災害等の発生を踏まえ、災害等が発生した場合には、災害の特性を踏まえた上で、本省及び九州管区局と連携して相談窓口に関する情報提供等の必要な地域住民に対する支援を行う。

6 合同行政相談所の充実

行政相談週間を中心として、委員、関係行政機関及び各種団体等の協力を得て、新型コロナウイルス感染症の感染予防の措置を講じた上で、熊本市及び八代市で一日合同行政相談所を開設する。

なお、一日合同行政相談所の開設にあたっては、可能な限り外国人への案内や対応の充実に努める。

7 外国人からの行政相談への対応

熊本市の多文化共生オフィス等の関係機関と情報共有等に努めながら連携する。
また、外国人相談対応に向けた事務所の環境整備と試行的推進に引き続き努める。

8 ICTの積極的活用

今年度にとどまらず、今後の各種会議・研修等の実施に当たっては、本省からの機材の提供状況を踏まえつつ、オンラインでの開催等、ICTの活用についても随時検討し、展開していく。



＜お問合せ先＞

総務省 熊本行政評価事務所

行政相談課長 赤木

電話：096-324-1662